

入札執行に係る運用基準

平成7年4月3日財政局長決裁

改正	平成12年 4月 1日	平成13年 8月 1日	平成13年10月29日	平成14年 6月 1日
	平成14年 8月15日	平成15年 1月 1日	平成16年 4月 1日	平成16年 6月29日
	平成16年12月 8日	平成20年 1月 1日	平成20年 4月 1日	平成21年 1月 1日
	平成21年 3月 1日	平成21年 4月 1日	平成21年 7月16日	平成21年10月 1日
	平成22年 3月10日	平成23年 4月 1日	平成23年10月 1日	平成25年 8月 8日
	平成26年 3月14日	平成27年 4月 1日	平成28年 6月 1日	平成29年 6月 1日
	平成30年 4月 1日	令和 4年 1月 1日	令和 5年 4月 1日	令和 6年11月 1日

(趣旨)

第1条 入札の執行にあたっては、別に定めのある場合を除くほか、この基準に定めるところによる。

(見積期間)

第2条 競争入札に付する場合において、一般競争入札における設計図書の閲覧開始の日又は指名競争入札における指名通知の日（以下「指名通知等の日」という。）から入札執行の日までの期間（以下「見積期間」という。）は、指名通知等の日の翌日から起算して次の各号に掲げる日数を確保するように定めるものとする。

(1) 工事及び製造の請負契約（以下「請負契約」という。）

- ア 予定金額が、500万円未満 3日ないし9日間
- イ 予定金額が、500万円以上5,000万円未満 10日ないし14日間
- ウ 予定金額が、5,000万円以上 15日間

(2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第1項に規定する測量に限る。）の委託契約（以下「設計等委託契約」という。）

- ア 予定金額が、500万円未満 3日以上
- イ 予定金額が、500万円以上 5日以上

(3) 物品等の購入契約

原則として3日以上

2 見積期間の日数計算においては福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）第1条第1項各号に規定する日は含めないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 議会の日程上、入札参加資格等審査委員会の開催日の制約があることから、当該入札参加資格等審査委員会案件の入札参加資格案を作成するため、当該入札参加資格等審査委員会開催前に当該入札参加資格等審査委員会案件関連の発注案件の入札を執行する必要がある場合。

(2) 夏休み工事や年度末等の発注案件で、工期が限られていることから、早急に入札を執行する必要がある場合。

(3) 簡易公募型指名競争入札を行う場合。

(4) 前各号のほか、財政局長が必要があると認めるとき。

(予定価格)

第3条 予定価格は、福岡市契約事務規則（以下「規則」という。）第15条第2項に定める事項のほか、当該入札案件と同種かつ同規模の案件の過去の契約状況を勘案し、定めるものとする。

(予定価格等の事前公表)

第3条の2 請負契約又は設計等委託契約を競争入札に付するとき又は随意契約を行う場合に2以上の者から見積もりを徴するときには、入札・契約手続のより一層の透明性を確保し、公正な競争や適切な積算を促進するとともに、不正行為の防止を図るため、予定価格を事前公表するものとする。

2 第8条第2項の規定により最低制限価格を設けた場合又は同条第3項の規定により調査基準価格及び失格基準価格を設けた場合においても最低制限価格又は調査基準価格及び失格基準価格を事前公表するものとする。

(入札の執行)

第4条 入札執行前に入札者が1者となったときは、当該入札は執行しないものとする。ただし、一般競争入札の場合は、この限りでない。

2 前項の場合においては、再度公告入札又は再度指名競争入札を行うものとする。

(入札の立会い等)

第5条 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の8第1項の規定により立ち会う職員は、当該入札事務を行う係以外の係の者とする。

2 施行令第167条の9の規定によりくじを引く職員は、当該入札事務を行う係以外の係の者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、電子入札の場合における立会い及びくじの取扱いについては、福岡市電子入札運用基準の定めるところによるものとする。

(入札無効事由の例外)

第5条の2 規則第12条第5号に規定する市長が別に定める場合は、代理人によって入札する場合の再度入札において、代表者（又は年間受任者）の記名押印がない場合とする。

(工事費内訳書の提出)

第5条の3 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の規定に基づき、工事の入札に際しては、入札参加者に入札額に係る工事費内訳書を提出させるものとする。

2 前項の規定により提出を求める工事費内訳書の記載内容等は、予定価格に応じて次のとおりとする。

(1) 予定価格が3億円以上の場合

ア 任意様式で可。

イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。

ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。

エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。

オ 細目の数量、単価、金額が記載された内訳明細書を提出すること。

(2) 予定価格が1,000万円超3億円未満の場合

- ア 任意様式で可。
- イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
- ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
- エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
- オ 内訳明細を集計した種別等の項目ごとの金額を明らかにすること（土木関係については、本工事内訳書で可。）。

(3) 予定価格が250万円超1,000万円以下の場合

- ア 任意様式で可（財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が指定する簡易様式例の提出でも可とする。）。
- イ 内訳書総額（工事価格）と入札金額は同額となること。
- ウ 最後一括して合計額から値引きする等の調整は行わないこと。
- エ 押印は要しないが、工事件名及び商号又は名称を先頭の文書に記載すること。
- オ 工事費内訳書は、最低限、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費及び工事価格の金額を記載したものを提出すること。

- 3 前項第2号及び第3号の場合においても、必要に応じ、別途、細目が記載された内訳明細書の提出を求めることがある。
- 4 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではないものとする。
- 5 提出された工事費内訳書は、契約課で1年間保管するものとする。

（技術提案書の提出）

第6条 総合評価落札方式による工事については、入札に際し、入札参加者に案件に係る技術提案書を提出させるものとする。

（入札回数）

第7条 予定価格の事前公表を行う入札（以下「事前公表の入札」という。）については、入札回数は1回とする。

- 2 事前公表の入札において、予定価格を上回った価格をもって申込みした者の入札は、無効とする。
- 3 事前公表の入札において、全員が無効の入札を行ったときは、当該入札は中止するものとする。
- 4 前項の規定に基づき入札を中止したときは、再度指名競争入札を行うものとする。一般競争入札の場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約又は再度公告入札を行うものとする。
- 5 事前公表の入札以外の入札については、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 1回の入札で落札しないときは、原則として再度入札を行うものとする。
 - (2) 1回目の入札において落札者がいないときは、最低入札者の入札価格を読み上げるものとし、再度の入札において、1回目の最低入札者の入札価格以上の価格をもって申込みした者の入札は、無効とする。
 - (3) 再度入札において、1者を除き全員が入札を辞退したときは、当該入札は中止するものとする。ただし、一般競争入札の場合は、この限りでない。
 - (4) 再度入札しても落札者がいないときは、原則として施行令第167条の2第1項第8号

- の規定に基づく随意契約又は再度公告入札若しくは再度指名競争入札を行うものとする。
- (5) 前項の規定に基づき随意契約を行う場合は、当該入札に参加した者のうち、再度入札において最低の価格をもって申込みした者から順に見積書を徴するものとし、当該入札に参加した者と契約に至ることができないと認められるときは、その他の者から見積書を徴することができるものとする。

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 最低制限価格を設ける場合
 - (2) 総合評価落札方式による場合
 - (3) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）の場合
- 2 請負契約又は設計等委託契約を競争入札に付する場合（総合評価落札方式による場合及び特定調達契約の場合を除く。）は、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内でかつ最低制限価格以上の申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 3 総合評価落札方式による場合（特定調達契約の場合を除く。）は、あらかじめ調査基準価格及び失格基準価格を設け、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格以上である場合は、当該落札候補者を落札者とする。当該入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、第9条に掲げるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、調査の結果、落札候補者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、当該落札候補者を落札者とし、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格をもって申込みした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とし、同様の手続により落札者を決定する。
- 4 特定調達契約である請負契約を競争入札に付する場合は、あらかじめ調査基準価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みした者、又は総合評価落札方式による場合は予定価格の制限の範囲内で申込みした者のうち評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格以上である場合は、当該落札候補者を落札者とし、当該入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、第9条に掲げるところにより低入札価格調査を行う。この場合において、調査の結果、落札候補者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、福岡市契約事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格等審査委員会の審議を経て、当該落札候補者を落札者とする。当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、予定価格の制限の範囲内で申込みした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者、又は総合評価落札方式による場合は予定価格の制限の範囲内で申込みした他の者のうち評価値が最も高い者を落札候補者とし、同様の手続により落札者を決定する。

(最低制限価格)

第8条の2 前条第2項に規定する最低制限価格は、次の各号に掲げる区分により当該各号に掲げる

価格とする。

(1) 請負契約 当該請負契約に係る積算項目のうち、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%及び一般管理費の68%の総額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額とする。ただし、この額が当該請負契約に係る設計金額の75%を下回る場合においては、設計金額の75%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、また、当該設計金額の92%を上回る場合においては、設計金額の92%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

(2) 設計等委託契約 当該設計等委託契約に係る設計金額のうち、次に掲げる区分により算出した総額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額とする。ただし、この額が当該設計等委託契約に係る設計金額の66%相当額を下回る場合は、税抜きの設計金額の66%相当額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額、当該設計金額の81%（イ 測量については当該設計金額の82%、ウ 地質調査については当該設計金額の85%）を上回る場合は、税抜きの設計金額の81%（イ 測量については当該設計金額の82%、ウ 地質調査については当該設計金額の85%）相当額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額とする。

ア 設計

（土木設計）

直接人件費＋直接経費＋その他原価の90%＋一般管理費等の50%

（建築・設備設計）

直接人件費＋特別経費＋技術料等経費の60%＋諸経費の60%

イ 測量

直接測量費＋測量調査費＋諸経費の50%

ウ 地質調査

直接調査費＋間接調査費の90%＋解析等調査業務費の80%＋諸経費の50%

（低入札価格調査）

第9条 第8条第3項及び第4項に掲げる低入札価格調査を行う場合においては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 調査基準価格

当該請負契約に係る積算項目のうち、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%及び一般管理費の68%の総額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額とする。ただし、この額が当該請負契約に係る設計金額の75%を下回る場合においては、設計金額の75%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、当該設計金額の92%を上回る場合においては、設計金額の92%相当額（この場合において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

(2) 失格基準価格

前号で定める調査基準価格を1.1で除した額の99%相当額（この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。）を1.1倍した額とする。

(3) 調査の実施

低入札価格調査は、必要に応じ次の内容により行うものとし、詳細は別途定める。

- ア 当該価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- イ 手持ち工事の状況
- ウ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- エ 手持ち資材の状況
- オ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- カ 手持ち機械の状況
- キ 労務者の具体的供給見通し
- ク 建設副産物の搬出費用及び搬出先
- ケ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- コ 経営内容
- サ 本市発注工事の成績状況
- シ 経営状況
- ス 信用状態
- セ その他必要な事項

(指名業者等への周知)

第10条 本運用基準に定める事項について、一般競争入札にあっては入札説明書に、指名競争入札にあっては指名通知の際に配付する文書に明示し、指名業者等に周知するものとする。

附 則

この基準は、平成7年4月3日から施行し、同日以後入札公告又は指名通知を行う案件について適用する。

附 則

改正後のこの基準は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

ただし、改正後の第8条第4項ア（土木設計）の基準は、平成23年10月1日改正の設計業務等標準積算基準による土木設計業務に適用し、改正前の設計業務等標準積算基準による土木設計業務については、なお従前の例による。

附 則

改正後のこの基準は、平成25年8月8日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

- 1 改正後のこの基準は、平成26年3月14日から施行し、平成26年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年10月1日以降に締結された契約のうち、平成26年4月1日以降に資産の譲渡が行われる契約については、改正後のこの基準を適用す

る。

附 則

改正後のこの基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、平成 28 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。

附 則

改正後のこの基準は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名を行う契約に適用する。